

長岡市デジタル地域通貨導入業務 基本仕様書

1. 総則

本仕様書は、長岡市デジタル地域通貨検討協議会(以下、「協議会」という。)が実施する「長岡市デジタル地域通貨導入業務」(以下、「本業務」という。)について定めるものとする。

2. 目的

現在紙で運用している長岡市共通商品券を電子化しデジタル地域通貨として流通させることで、長岡市内におけるキャッシュレス化を推進するもの。

また、本業務で導入するデジタル地域通貨は一過性の事業として実施するのではなく、地域のキャッシュレス化に資する事業として、本業務の期間以降も継続的に利用する前提であり、デジタル地域通貨により、使い勝手の良い持続的なキャッシュレス化を図り、消費者の利便性向上・市内商店街等の振興による地域経済の循環・活性化につなげるものである。

【用語の定義】

デジタル地域通貨：長岡市内の加盟店で利用可能な電子商品券

利用者：デジタル地域通貨を購入し、加盟店で利用する個人

加盟店：デジタル地域通貨を利用した支払い、及びデジタル地域通貨の購入(チャージ)を可能とする市内店舗

受託者：協議会からデジタル地域通貨にかかるシステム開発・運用等の業務を受託した事業者

3. デジタル地域通貨システムについて

(1) 方式

スマートフォンのアプリ上でデジタル地域通貨の購入(チャージ)、支払いができること。

【デジタル地域通貨の購入】

専用の機器等を用いず、アプリの処理でチャージができること。

(例)

利用者がアプリ上で購入(チャージ金額)を入力する。加盟店は、利用者のアプリに表示されるチャージ用 QR コードを加盟店のアプリで読み取った後現金を受け取り処理をすることで、購入(チャージ)が決済される。

【デジタル地域通貨の支払い】

アプリを利用した支払いができること。

(例)

利用者のアプリを利用して任意の金額で入力する。加盟店は、利用者のアプリに表示された支払い用 QR コードをアプリで読み取ることで支払いが決済される。

(2) 機能要件

ア. 利用者機能

- ・ 利用者がアプリ上で随時残高、使用履歴及び使用期限の確認ができること。

- ・ アプリ上で電子商品券の使用可能店舗が検索できること。
- イ. 加盟店機能
 - ・ 加盟店がアプリ上で、自店舗の利用実績を随時確認できること。
- ウ. 管理者機能
 - ・ 加盟店に対して任意の時点での精算処理ができること。精算は加盟店でのチャージ金額から支払金額を引いた金額とする。
 - (例)
 - A 店舗においてチャージ利用が5万円、支払決済利用が6万円の場合は1万円を加盟店口座へ振込する。
 - B 店舗においてチャージ利用が5万円、支払決済利用が4万円の場合は1万円を加盟店口座から引き落とす。
 - ・ 精算処理を行うためのデータを抽出・作成ができること。
 - ・ 電子商品券の使用期限の注意喚起、その他管理者からの任意のお知らせを利用者・加盟店へそれぞれ通知する機能を有すること。
 - ・ 加盟店の換金手数料、ほか必要となる手数料率が柔軟に随時設定ができること。
- エ. ポイント付与機能
 - ・ チャージ額または決済額に応じたポイントを任意の率で付与できること。
 - ・ ポイントは複数管理でき、それぞれのポイントで率、利用期限を管理できること。
 - ・ ポイントの利用可能な店舗を設定できること。
- オ. その他
 - ・ アカウントは一人あたり一つだけ作成できること(重複利用ができないような仕組みを構築すること)。
 - ・ アプリ内に利用者用マニュアル、加盟店用マニュアルを搭載すること。
 - ・ 利用者、加盟店にむけたアンケートができること。
 - ・ 利用者同士でチャージ金額の授受ができること。
 - ・ 統一QRコードに対応していること。

4. 業務内容

(1) デジタル地域通貨システムの導入

- ア. 受託者が所有または開発するシステムで、協議会が求める仕様に応じたデジタル地域通貨システム(以下「本システム」という)を導入し、協議会が想定する運用ルールに沿った利用ができるよう設定等の作業を行うこと。
- イ. 端末要件
 - ・ iOS14 以上もしくは Android11以上の OS を搭載したスマートフォン等の端末で動作すること。またメジャーアップデートに対応すること。
- ウ. 機能要件

「3 デジタル地域通貨システムについて」のとおり

- (2) 加盟店用端末の調達及び初期設定等の導入作業
 - ア. 加盟店用の端末(タブレット)を50台調達すること。本システムの加盟店アプリインストール、初期設定を行うこと。
 - イ. ネットワーク環境がない店舗には SIM カード等を利用し、安定した通信環境を用意すること。
- (3) 機器・システム保守
 - ア. 本システムの維持管理を行うこと。維持管理を統括する責任者と業務を遂行する担当者を設け、本業務を円滑に本業務を円滑にすすめる体制を整えること。
 - イ. 本システムの稼働時間は原則24 時間365日とする。
 - ウ. 障害が発生した場合は速やかに協議会担当者に連絡するとともに、直ちに状況の確認を行い、障害原因の特定、復旧作業を実施すること。
 - エ. バージョンアップ等により本システムを停止する必要が発生した場合は、必ず協議会担当者と協議すること。
 - オ. パッケージとして実施されるシステム機能の強化、追加、修正等については、追加の費用なく提供すること。
 - カ. iOS 端末向けアプリケーションは、「App Store」、Android 端末向けアプリケーションは、「Google Play」への登録申請、配信までの一切の手続きを行うこと。また、登録後の維持管理を行うこと。
- (5) システム運用支援
 - ア. 協議会が本システムを運用するにあたりその運用を支援すること。
 - イ. 運用支援を統括する責任者と業務を遂行する担当者を設け、本業務を円滑に進める体制を整えること。
 - ウ. 長岡市内への営業所、サポート拠点の設置や「NAGAOKA WORKER(*)」への参画等、地域雇用に向けた取り組みを検討すること。
(*)NAGAOKA WORKER・・・長岡で暮らしながら首都圏企業(本社採用・同待遇)に完全リモートワークで勤める新しい働き方。長岡の学校にしながら首都圏の企業の仕事をしたり、長岡の企業で働きながら首都圏の企業で兼業・副業することも含みます。
- (6) 加盟店向け対応
 - ア. 参加を希望する加盟店に対する説明会を4回以上開催すること。
 - イ. 説明会の内容は、参加店舗登録に関するもの、デジタル地域通貨の利用方法などのほか、デジタルに関する取扱い方法等の詳細を重点的に行うこと。
 - ウ. 説明会の日程・会場については、協議会と協議の上決定すること。
 - エ. 必要に応じて追加の説明会を開催するなど、店舗が参加しやすい対応(ホームページに説明用の動画等を掲載する等)を行うこと。
 - オ. 説明会でのネットワーク環境を用意すること。

カ. その他提案者の独自の提案による。

5. セキュリティ

- (1) データセンターは国内に設置されていること。
- (2) サーバー等システム関連機器は、ウイルス対策や適正なセキュリティパッチの適用を実施すること。
- (3) 本システムに対する個人情報の内部情報の流出への対策を実施すること。
- (4) 本システムが運用されているサーバーは冗長化などの対応により、障害が発生した際の運用継続への対策が講じられていること。
- (5) バックアップを定期的を取得し、復旧することが可能な状態で運用すること。

6. 業務スケジュール(予定)

- 令和4年 8月下旬 業者決定
- 9月上旬 加盟店募集開始
 - 9月下旬 加盟希望店向け事前説明会
 - 10月上旬 加盟店の申込開始
 - 10月下旬 加盟店向け操作説明会
 - 11月中旬 本稼働